

一般用医薬品の販売に関する意見書（案）

一般用医薬品の販売時においては、薬剤師等の専門家からその医薬品に関する「適切な情報提供」が行われ、購入者が十分に理解することや、購入者の疑問・相談に対して「適切な相談応需」が行われることが必要である。

また、使用者ごとに体質、基礎疾患の有無、その他健康状態によって効果の発現に違いが生ずることや、同一の使用者であっても、その時々症状が異なることがあることから、販売者側における購入者等の「状況把握」も必要である。

こうした「適切な情報提供」、「適切な相談応需」及び「状況把握」が行われるためには、購入者と薬剤師等の専門家との間における円滑な意思疎通が不可欠である。

さらに、最近では、医師等の専門家の関与の下で使用されてきた医療用医薬品から一般用医薬品に移行されるものが増加しているが、それらの医薬品は効果が高い半面、不十分な理解による誤った使用がされた場合に、使用者が甚大な健康被害を受けるリスクも有している。このため、薬剤師等の専門家が対面により使用者の状態の確認と情報収集を十分に行い、使用者ごとにその使用の適否を判断することなどが必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、一般用医薬品の販売に際し、薬剤師等の専門家の対面による対応を原則とするなど、医薬品の安全性の確保等のために必要な措置を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月 日

東京都議会議長 中 村 明 彦

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		